

# 所得税・市県民税 の申告は、お早目に!!

昭和62年分の所得税確定申告、贈与税、事業税、市県民税の申告の時期になりました。

申告期限はいずれも3月15日(火)ですが、この期限におくれたり、内容が違っていたりしますと、本税のほかに加算税や延滞税という余分な税金がかかりますので十分ご注意ください。

また、申告期限が間近になりますと、申告会場は大変混雑しますのでお早目に申告してください。

確定申告をした人は、市県民税、事業税の申告をする必要はありません。

青色申告を  
できる人は

事業を始めたばかりの人でも所得税の申告をしななければならない人は、二月十六日から三月十五日の期間内に申告と納税をしないと、本税のほかに加算税や延滞税など、余分に税金を納めなければなりません。

事業は、始めて1〜2年はまだ?

青色申告をすることが出来る人は、不動産所得、事業所得、山林所得のある人です。

これらの所得のある人で、新たに青色申告をしようとする人は、その年の三月十五日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。なお、その年の一月十六日以後に新たに開業した人は、開業の日から二ヵ月以内に申請すればよいことになっています。

### ●どのような帳簿を記帳したら：

一般の場合、次の簡易帳簿によりします。

- ①現金出納帳 ②経費帳 ③売掛帳
- ④買掛帳 ⑤固定資産台帳

なお、前々年の不動産所得と事業所得の金額の合計額が三百万円以下の人で、現金主義による所得計算をする旨の届出をしている人は、「現金式簡易帳簿」だけで足りります。

### ●帳簿書類の整理保存は：

記帳した帳簿及び書類などは、整理して七年間(特定の書類については五年間)保存することになっています。

開業届を  
忘れずに!!

事業を新しく始めた人は、開業した日から一ヶ月以内に開業届を税務署へ提出することになります。忘れずに提出してください。

所得税の納税  
は口座振替で

納税の期限は三月十五日です。

納税には便利な口座振替をご利用ください。また、税金の還付は金融機関(郵便局を除く)の預金口座への振込制度をご利用ください。

なお、申告はしたけれど、税金を一時に納めることが困難な場合には、納める税金の二分の一以上を三月十五日までに納めますと、残りの税金は五月三十一日まで延納することができる延納制度があります。

ただし、年七・三パーセントの利子税がかかります。

納税証明  
の申請は

税務署から発行する納税証明は所得税の申告期間中、窓口が大変混雑しますので、申請は二月中旬までか、四月以降にするようご協力ください。

納税証明を請求する場合は、本

人の認印と交付手数料として、一年分につき三五〇円の収入印紙が必要になります。また、本人以外の人が請求する場合には、本人の委任状が必要になります。

### 無料税務相談所

税の専門家である税理士が申告の相談や申告書の代筆をします。この無料税務相談所は、みなさんに気軽にご利用いただけるよう次の日程表のとおり開催します。なお、その場所で開催申告書の提出もできます。

### ●日程表

ところ	とき	2/29(月)	3/1(火)	2(水)	3(木)	4(金)	7(月)	8(火)	9(水)	10(木)	11(金)	時間
市役所10階北側予備室		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9:30~16:00
鷹岡商工会						○	○	○	○	○		"
富士駅南公民館								○	○			"
田子浦公民館					○	○						"
吉永公民館								○	○	○		"
大淵公民館		○	○	○								"
署内税理士コーナー		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9:00~16:00

贈

与

税

財	産
を	も
ら	ら
つ	た
と	き
は	は
...	...

個人から年間六〇万円を超える財産をもらったときには、贈与税がかかります。  
 会社など法人から財産をもらったときには、贈与税はかかりませんが、一時所得として所得税がかかることになっています。

◎贈与税の計算



◎配偶者控除

結婚期間二十年以上の夫婦の間で居住用不動産の贈与があったとき、一定の要件に当てはまれば、最高一千万円までの配偶者控除が受けられます。

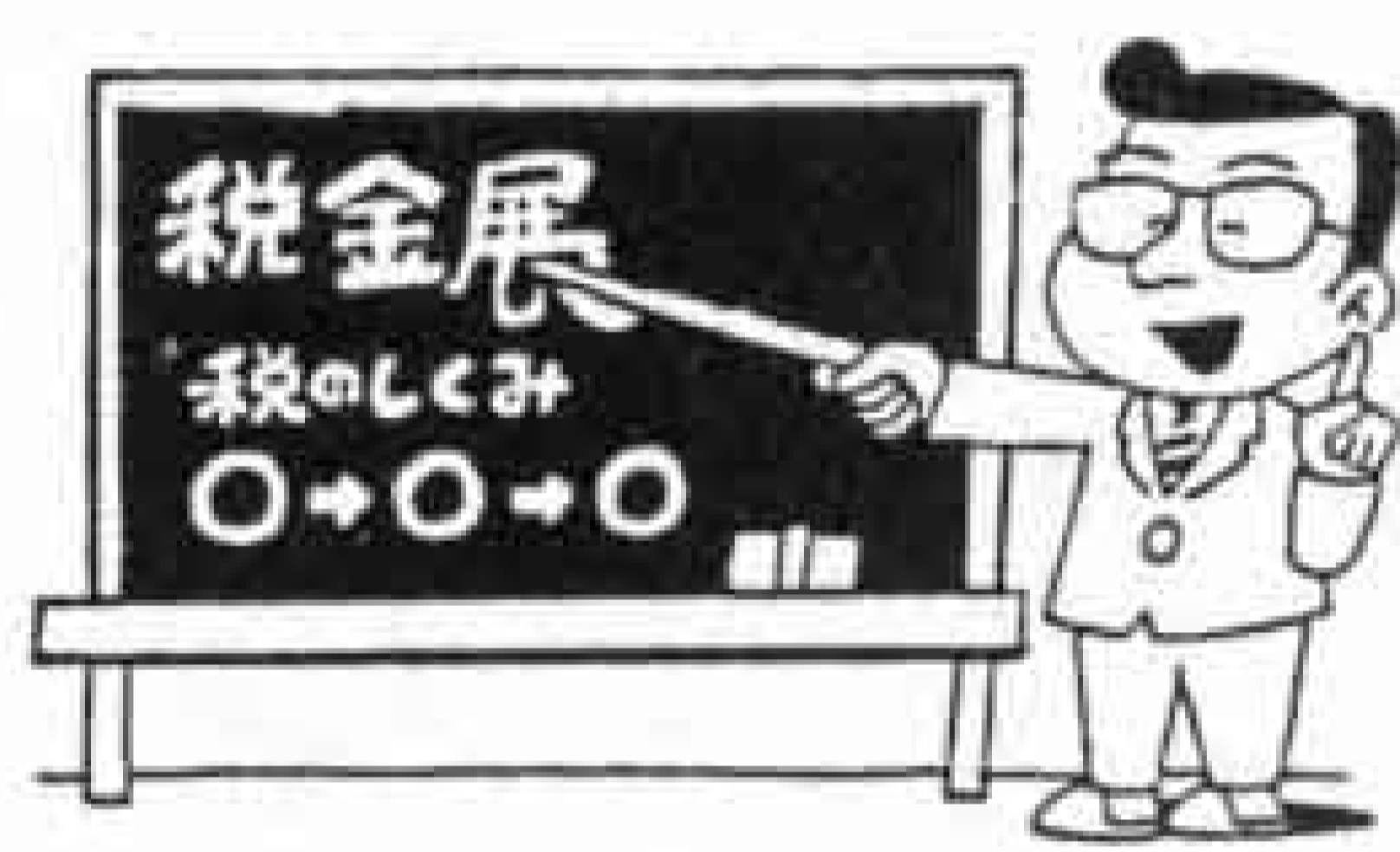
◎申告と納税

贈与税の申告は贈与を受けた年の翌年二月一日から三月十五日までです。



税金展の開催

- ◇とき 3月1日(火)～3月11日(金)
- ◇ところ 市役所2階市民ギャラリー
- ◇内容
  - ・目で見える税金パネル
  - ・税のゆくえ写真
  - ・身近な税のパンフレット配布



吉原地区

富士・鷹岡地区

月日	場所
2月18日(木)	東公民館
2月19日(金)	元吉原公民館
2月22日(月)	須津公民館
2月23日(火)	吉永公民館
2月24日(水)	原田公民館
2月25日(木)	大淵公民館
2月26日(金)	

月日	場所
2月17日(水)	田子浦公民館
2月18日(木)	
2月19日(金)	富士駅南公民館
2月22日(月)	富士公民館
2月23日(火)	富士西農協岩松支所
2月24日(水)	
2月25日(木)	鷹岡商工会
2月26日(金)	

市県民税申告の

出張受付を行います

市県民税の申告出張受付を行います。申告される人は近くの会場へお出かけください。  
 給与所得のある人は、勤務先から源泉徴収票を受け取って必ず添

付してください。  
 また、国民健康保険税、国民年金保険料、生命保険料等の領収書または支払証明書も忘れずにお持ちください。

◎各会場とも申告受付時間は、午前9時から午後4時までです。  
 ◎市役所10階北側の予備室では2月16日(火)から3月15日(火)まで毎日受け付けています。(日曜日と土曜日の午後は除く)  
 ③3階の市民税担当では申告受付は行いません。

税金についての お問い合わせは

富士税務署 ☎61-2460  
 富士税務相談室 ☎64-2330  
 市役所市民税担当 ☎51-0123  
 内線2350～2355